

広島県障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 広島県における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の総合的な自立支援の方策について、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、広島県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 関係機関の連携、協力及び情報の共有・普及に関すること。
- (2) 地域における障害者支援ネットワークの構築及び推進に関すること。
- (3) 障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 相談支援従事者等の人材確保・養成（研修のあり方を含む。）に関すること。
- (5) 専門的分野における支援方策についての情報及び知見の共有・普及に関すること。
- (6) 県の障害福祉計画の策定及び具体化に向けた協議に関すること。
- (7) その他障害者等の支援体制の整備を推進するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、障害者施設等、相談支援事業者等、障害者関係団体、市町、国及び県に所属する者並びに障害者等及びその家族のうちから、広島県健康福祉局長が委嘱する。

- 2 協議会に会長を置くこととし、委員の互選により選出する。
- 3 会長が不在の時は、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議運営)

第5条 会議は、会長が召集し、会議を主宰する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議において第3条第1項に規定する委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項を専門的に調査又は検討するため、必要と認めることは、第3条第1項に規定する委員及び委員以外の者で構成する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員及び専門部会を代表する委員は、会長が指名する。
- 3 前条の規定は専門部会において準用する。この場合において、「会長」とあるのは「専門部会を代表する委員」と、「会議」とあるのは「専門部会会議」と読み替えるものとする。
- 4 専門部会は、協議会が付託した事項について調査又は検討し、その結果は、協議会へ報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 委員は、協議会において知り得た個人情報等に関することを、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月8日から施行する。